

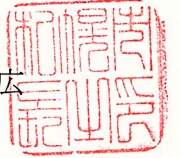


札幌市告示第5786号

平成30年7月豪雨による被災者に対する市税の申告等の期限の延長の期日を、
下記のとおり告示する。

平成30年11月1日

札幌市長 秋元 克 広



記

札幌市税条例（昭和25年条例第44号）第9条第1項の規定に基づき、平成30年札幌市告示第3937号において別途札幌市告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所、居所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係る市税については、その期限が平成30年7月5日から平成30年12月24日までの間に到来するものについて、平成30年12月25日まで延長する。

指定地域	
岡山県	倉敷市真備町